

独立行政法人日本芸術文化振興会が保有する個人情報に関する電磁的記録の開示方法を定める規程

平成17年4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 92号
改正 令和 4年4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第456号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「法」という。）第87条第1項に基づき、電磁的記録の開示方法について次のとおり定める。

- 1 録音テープ（第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスクについては次に掲げる方法とする。
 - （1）当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
 - （2）当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複製したものの交付
- 2 ビデオテープ又はビデオディスクについては次に掲げる方法とする。
 - （1）当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
 - （2）当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）
- 3 電磁的記録（前2号、次号又は次項に該当するものを除く。）については次に掲げる方法であって、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。次号において同じ。）により行うことができるものとする。
 - （1）当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
 - （2）当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴
 - （3）当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付
 - （4）当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。）に複製したものの交付
 - （5）当該電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルに光ディスクの再生専用機器で再生することが可能なものに限る。）に複製したものの交付
- 4 電磁的記録（前項第4号又は第5号に掲げる方法による開示を実施することができない特性を有するものに限る。）については次に掲げる方法であって、振興会が保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるものとする。
 - （1）前項第1号から第3号までに掲げる方法
 - （2）当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルのオープンリールテープ（日本工業規格X6103、X6104又はX6105に適合する長さ731.52メートルのものに限る。）に複製したものの交

付

- (3) 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X6123、X6132若しくはX6135又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格（以下「国際規格」という。）14833、15895若しくは15307に適合するものに限る。）に複写したものの交付
- (4) 当該電磁的記録を幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X6141若しくはX6142又は国際規格15757に適合するものに限る。）に複写したものの交付
- (5) 当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X6127、X6129、X6130又はX6137に適合するものに限る。）に複写したものの交付

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第456号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。